

断固糾弾！！

与党、衆院本会議でも戦争法案強行可決！

戦争法案（集団的自衛権の行使容認を柱とする安保関連法案）は 7月16日 13時から開かれた衆議院本会議で討論・採決が行われ、14時過ぎ自公などが採決を強行、「可決」されました。

15日の特別委員会での強行採決に次ぐもので、違憲で戦後最悪の法案の与党による乱暴な扱いに、国民世論の怒りと批判が一層高まることは避けられません。

野党4党、討論後退席、抗議集会開催

衆議院本会議では採決に先立って行われた討論に、民主党岡田克也代表、維新の党松野頼久代表、日本共産党志位和夫委員長が立ち、反対を表明。採決時に退席した野党議員は、「安保法制の強行採決に抗議する緊急院内集会」を民主党の控室で開催しました。民主、共産、社民、生活の4党の代表が発言しました。

国会正門前、2000人が強行採決抗議、廃案の声

国会正門前では13時から、総がかり実行委員会主催の国会前集会が行われ2000人が参加しました。14時過ぎ、採決強行の情報を受けて抗議集会に切り替え、怒りの声をあげました。

集会には院内集会を終えた野党議員が合流・参加しました。日本共産党からは志位委員長、山下書記局長を先頭に衆議院議員全員が参加。志位委員長が国会報告と戦争法案の廃案に向けて展望と決意を表明しました。

その後、民主党の近藤昭一衆議院議員が参加し、発言しました。

集会で発言した志位日本共産党委員長は、60日ルールに触れて次のように述べて廃案への展望を示しました。



法案の「自然成立」はない

安倍政権の道は、参議院での強行採決か、衆議院での3分の2以上の強行再議決

「たたかいは参議院段階に移りますが、ここで確認しておきたいことは、予算案や条約案とは異なり法案には『自然成立』はないということです。1960年の安保改定の際には、5月に衆議院で強行採決を行い、6月に「自然成立」となりました。法案ではこういうことはないのです。安倍政権が戦争法案を成立させようとするれば、参議院で強行採決をもう一回やるか、あるいは衆議院で「3分の2」以上での再議決を使って強行採決をするか、どちらかで強行採決をやる以外に道はありません。ですから、政府・与党の強行採決をできないような力関係に追い込むことができれば法案を廃案にすることができるのです。国民の世論と運動で法案の強行ができない、そうした状況になるまで追い詰めて必ず廃案をかちとりましょう」(別項に【資料】)

与党内などに露呈する矛盾・破たん

特別委員会の浜田靖一委員長(自民)は15日、特別委員会での採決強行後、「政府として法案を10本束ねたのは、いかななものかと思っている」「国民のみなさんに明確な説明ができていないというのは、批判があるところだ」「答弁と質疑がかみ合わないところもあったことは事実だ」などと記者団に語っています。強行採決に踏み切った浜田委員長自身が、委員会運営の破たんを認めたものです。

自民党の谷垣禎一幹事長は、16日記者団に、国会周辺での抗議行動について問われ、デモ・集会などの動きを認識していることを述べました。またその数が6万人(15日夜)に達しているといわれていることについても数字に異議をとらえるなど、敏感な対応を示しています。

【資料】「60日ルール」を定めた憲法第五十九条

法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

17日(金)の国会周辺の行動

- 13:00～17:00 座り込み 国会正門前
途中集会
- 18:30～19:30 大集会 国会正門前
- 19:30～20:30 SEALsの集会・行動 国会正門前

18日(土)の行動

- 13:00～ 「アベ政治を許さない」全国一斉街頭宣伝行動
解釈で憲法9条を壊すな！実行委員会としては、都内数箇所で開催されるうち、新宿駅南口でサイレントスタンディングに参加